

# 2020改革の取組状況について

---

平成30年11月26日  
総務局

# 1. 2020改革の取組状況（平成30年度）

年月	30年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	31年1月	2月	3月
都政改革 アドバイザー 会議					◎8/9 第1回			◎11/26 第2回				
しごと改革	3つのレス、総務事務改革 など											
見える化改革	各局主体で 課題整理	各局による 点検・評価		ユニット分析終了 (42ユニット)				取組を推進		政策評価の 試行へ展開		
	【推進部会】	随時開催										
仕組み改革	PDCA型政策評価：方向性の整理、制度設計											
	7セットの有効活用（不動産等）：未利用地情報のリスト化、全庁体制の構築、最適活用の検討											
	官民連携/官民分担：仕組みの構築に向けて検討											
	構築段階	監理団体改革 <span style="background-color: #90EE90;">監理団体 経営改革 プラン策定</span> ：監理団体・所管局・総務局が改革を推進										
	実施段階	情報公開：都民の需要が高い公文書データを公開するシステムの構築										
入札契約制度改革		試行実施 結果の検証 <span style="background-color: #90EE90;">本格実施 内容の公表</span> → 本格実施										
施設サービス 魅力向上プロジェクト	事務局による施設点検／課題の抽出・分類、取りまとめ							点検結果に対する 対応方針の検討				

2020改革プラン（改定版）の素案公表

パブコメ等

2020改革プランのバージョンアップ

## 2. しごとと改革の取組状況

〔項目〕	〔改革の方向性〕及び【数値目標等】	〔これまでの実績〕	〔30年度の取組状況〕	〔課題及び今後の取組等〕
<p>1.業務改革・改善（都庁BPRの推進）</p> <p>(1)はんこレス（中間処理レス）・総務事務改革</p>	<p>〔改革の方向性〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 短期的な取組として、3つのレス（はんこレス（中間処理レス）・ペーパーレス・キャッシュレス）の取組を推進</li> <li>▶ 中長期的な取組として、各局・部・課に重層的に存在する総務関係事務の集約処理化やICT技術の活用によって効率化する総務事務改革を実施</li> </ul> <p>【数値目標等】</p> <p>(a)電子決定率の目標設定 30年度末: 30% 31年度末 : 60% 32年度末: 80% 33～37年度: 100%</p> <p>(b)総務事務センターの開設（32年度）</p>	<p>(a)電子決定率の実績</p> <p>H27 : 11.8% H28 : 12.3% H29 : 13.2% H30.5: 12.9% H30.6: 16.0% H30.7: 25.6% H30.8: 26.9% H30.9: 27.0%</p>	<p>(a)電子決定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 総起案件数の過半数を占める課長決定事案において、原則電子決定化を徹底</li> </ul> <p>(b)総務事務改革</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 総務事務改革の工程表に掲げた5つの改革基本方針に基づき、8つのカテゴリの事務について、各制度所管部署において改革・改善の取組を推進</li> <li>▶ RPA導入について実証実験を実施</li> </ul>	<p>(a)電子決定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 電子決定への職員の意識改革・気運醸成</li> <li>▶ 電子決定回付時に、紙資料として受領することが多い書類（申請書類、契約・会計関係書類、建築図面など）の電子化などへの対応</li> <li>▶ システム上、添付して回付できる電子資料の容量に制約があることへの対応</li> </ul> <p>(b)総務事務改革</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 総務事務センター設置による効率化効果が最大限発揮できるような集約の進め方を検討</li> <li>▶ AI・RPAの導入が効果的な業務分野等の選定</li> </ul>
<p>(2)ペーパーレス</p>	<p>【数値目標等】</p> <p>30年度～32年度までの3年間で</p> <p>①コピー用紙の使用量(28年度比) 20%減</p> <p>②ペーパーレス会議実施率 90%</p> <p>※本庁各部が対象</p>	<p>①H29△3.4%</p> <p>②H30.10: 36.5%</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 局ごとにコピー用紙の削減目標や具体的な取組目標を新たに設定</li> <li>▶ 各局の好事例の紹介やICT機器の有用な機能の紹介などペーパーレスの推進に有効な情報を発信</li> <li>▶ ICT環境を充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 更なるペーパーレスに向けた職員の意識改革や環境整備</li> <li>▶ 複数の資料を同時に閲覧しながら議論・審査する会議の運用</li> </ul>
<p>(3)キャッシュレス</p>	<p>〔改革の方向性〕</p> <p>支出：32年度、原則キャッシュレス化 収入：31年度以降、未導入の一部主要施設へ順次導入</p>	<p>—</p>	<p>支出：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 確定払旅費（宿泊を伴うもの）等においてキャッシュレス化を実施</li> </ul> <p>収入：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ クレジットカード・電子マネー収納を文化施設、スポーツ施設、病院等の主要施設に導入</li> </ul>	<p>支出：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ キャッシュレスに対応していない支払先の存在</li> </ul> <p>収入：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 導入効果（都民サービスの向上等）の考え方や今後の導入の進め方について整理が必要</li> </ul>

## 2. しごとと改革の取組状況

〔項目〕	〔改革の方向性〕及び〔数値目標等〕	〔これまでの実績〕	〔30年度の取組状況〕	〔課題及び今後の取組等〕
2. 執行体制の充実（機動的な人員配置の実現）	〔改革の方向性〕 ▶ 突発業務や業務の繁閑に応じた柔軟な人員配置（係制廃止による課内での柔軟な差配、任期付職員の活用、前倒し採用※）や、病気休職や育児短時間勤務等により一時的に不足する執行体制を確保するための人材派遣の活用など、重層的な取組を実施 ※4月採用予定者の採用時期を前倒しして、前年度の11月以降に採用する取組	（任期付職員の採用） H28：85名 H29：113名  （前倒し採用） H27：18名 H28：34名 H29：35名	▶ 任期付職員の7月採用を実施 ▶ 前倒しによる新規採用者の11月配置を実施 ▶ 引き続き、積極的に人材派遣を活用	▶ 限られた人員の効果的活用に向けた局内マンパワーシフトの取組促進 ▶ 年度途中に発生した他自治体の災害支援等に迅速に対応できる仕組みの検討
3. ICT環境の整備・活用（柔軟な働き方を実現するためのICT基盤）	〔改革の方向性〕 ▶ テレワークやペーパーレスなどの推進により、職員の柔軟な働き方を実現するとともに、都庁の生産性向上を図るため、ネットワーク環境の整備やTAIMS端末の更新など、必要なICT基盤の整備を実施していく。	①本庁部長級以上へタブレット端末を配備 H29末現在：約700台 ②主要会議や審議会で使用可能なペーパーレス会議システムを導入 H29末現在：6セット（タブレット40台／セット⇒240台） ③テレワークなどに活用可能なモバイル端末を導入 H29末現在：約130台	▶ 新TAIMS端末の導入（30年度先行導入（本庁の管理職及びモデル職場）、31年度本格導入）に向けた設計・構築作業を実施 ▶ 本庁内の無線LAN環境整備（31年度）に向けた設計を実施 ▶ TAIMSメールアプリの導入（本庁・出先の管理職）	▶ ネットワーク環境の整備やTAIMS端末の更新など、必要なICT基盤の整備を着実に実施していく。
4. 人材育成・能力開発①（人事交流の拡充）	〔改革の方向性〕 ▶ 限られた職員の育成のための人事交流から、組織全体の活性化を促進するための人事交流へと目的を転換 ▶ 若手をはじめ多くの職員に派遣機会を付与 ▶ 外部人材を積極的に受入れ 【数値目標等】 ▶ 国内外の他団体への派遣：20名増（32年度まで[29年度比]） ※最終目標：75名増[29年度比] ▶ 民間・外国人材の都庁組織への受入れ：35名増（32年度まで[29年度比]） ※最終目標：50名増[29年度比]	H29 民間派遣：16名 海外留学・赴任：25名  H29 民間受入：37名 海外受入：5名	▶ 人事交流の全庁的な方針として「東京都人事交流指針」を新たに策定(H30.7)、各局で交流計画を作成 ▶ 都へ派遣を希望する企業を公募する仕組みを導入(H30.10) ▶ 海外との交流について、研修先を選択できる庁内公募制度やCIR（国際交流員）の受入れを新たに実施予定	▶ 民間交流は、規模の拡大とともに、幅広い業種と交流を進めていくことが必要 ▶ 職員派遣は、東京2020大会後に規模を拡大させていくが、派遣後に派遣先で得た知見等の有効活用が必要

## 2. しごとと改革の取組状況

〔項目〕	〔改革の方向性〕及び 〔数値目標等〕	〔これまでの実績〕	〔30年度の取組状況〕	〔課題及び今後の取組等〕
4.人材育成・能力開発の充実② (研修受講環境の改善)	〔改革の方向性〕 ▶ 受講時の時間的・場所的な制約を軽減し、個々のニーズに合った研修を提供するなど研修受講環境を改善	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 研修所内にサテライトオフィスを設置(H30.7)</li> <li>▶ 中央研修の一部を多摩地域で開催(研修会場の分散化)</li> <li>▶ 各職場のニーズを踏まえ、資格取得支援メニューを見直し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ TAIMS未配備職場でも受講が可能な新たなe-ラーニングシステムの構築</li> <li>▶ 各局研修スペースや研修資料の共有化</li> </ul>
5.人事制度の改革①(テレワークの拡大)	〔改革の方向性〕 ▶ ICTを活用した、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方・テレワークを実現 【数値目標等】 ▶ 32年度、本庁職員の半数が柔軟な働き方を実現(テレワーク・時差勤務・休暇取得)	H29.4 試行開始：30職場 端末：5台 H29.9 試行職場拡大：6局33職場 端末：試行職場95台のほか各局等に各1台	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 全局等にモデル職場を拡大(H30.4)</li> <li>▶ 「都庁テレワークデイズ」の実施、常設サテライトオフィス(2か所)の開設(H30.7)</li> <li>▶ 本庁の管理職及びモデル職場において、新端末約3,000台を導入 ※30年度第4四半期</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 東京2020大会期間中の交通混雑緩和への貢献の観点からの取組促進</li> <li>▶ 手続の簡素化等、テレワークを実施しやすくする工夫</li> <li>▶ 新端末の活用や全庁規模の集中的な取組の実施等によるテレワーク拡大の機運醸成</li> </ul>
5.人事制度の改革②(フレックスタイム制・変形労働時間制の導入)	〔改革の方向性〕 ▶ 柔軟で多様な働き方を可能とするフレックスタイム制・変形労働時間制を導入	(フレックスタイム) 22局約270人が利用 [H30.4-H30.8]	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ フレックスタイム制を本庁職場に本格導入(H30.4)</li> <li>▶ 利用者は多様な勤務パターンを設定し、各自のライフスタイルに合わせて活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 東京2020大会期間中の交通混雑緩和への貢献の観点からの取組促進</li> <li>▶ 職員の制度理解に資する周知</li> <li>▶ 利用手続の簡素化など、フレックスタイム制の定着に向けた方策の検討</li> </ul>
5.人事制度の改革③(超過勤務の削減・長時間労働の是正)	〔改革の方向性〕 ▶ 超過勤務の縮減や長時間労働の是正により、「残業ゼロ」の職場づくりを実現	①本庁1人当たり月平均超過勤務時間 H27: 23.5h H28: 22.7h H29: 22.4h ②長時間労働面接対象者数(月平均) H27: 77.0人 H28: 94.5人 H29: 83.1人	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 20時完全消灯日の取組強化(各々が自ら設定する消灯日の徹底)[H30.10]</li> <li>▶ 試行中の「勤務間インターバル」及び「連続勤務の禁止」の取組検証。本格実施(H31.4予定)に向けた準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 一部の職員に懸念される長時間労働の是正(平均超勤時間減少と長時間労働者増加の二極化)</li> <li>▶ テレワーク、フレックスタイム等、柔軟な働き方の推進</li> </ul>

## 2. しごとと改革の取組状況

〔項目〕	〔改革の方向性〕及び 〔数値目標等〕	〔これまでの実績〕	〔30年度の取組状況〕	〔課題及び今後の取組等〕
5.人事制度の改革④（育児関連休暇制度等の拡充）  <div style="border: 1px solid black; border-radius: 5px; padding: 2px; display: inline-block;">女性活躍推進</div>	〔改革の方向性〕 ▶ 育児関連の休暇制度等を拡充 【数値目標等】 ▶ 男性の育休取得率15%(31年度)	H27：5.9% H28：4.3% H29：7.0%	▶ 子どもの看護休暇及び育児参加休暇の見直しを実施(H30.1) ▶ 時間休の取得上限見直しを実施(H30.4)	▶ 男性職員の更なる育児参加に向けた支援や環境づくり ▶ 上司・職場の意識啓発など、男性職員の育休取得が“あたりまえ”になる気運の醸成
5.人事制度の改革⑤（昇任選考制度の柔軟な運用）  <div style="border: 1px solid black; border-radius: 5px; padding: 2px; display: inline-block;">女性活躍推進</div>	〔改革の方向性〕 ▶ 管理職選考において、職員のライフスタイルに合わせた受験機会の拡充を実施  【数値目標等】 ▶ 管理職に占める女性職員の割合[行政系] 20%(32年度)→25%(37年度)	H27：18.5% H28：19.3% H29：19.6% H30：19.8%	▶ 30年度の管理職選考Aから、育児休業中の職員を含め、一部科目のみの受験を可能とする制度改正を実施 ▶ 職員のキャリア形成支援及び育児への参加促進等を図るため、管理職等を相談窓口とするキャリア・メンター制度を一部局で試行(H30.11～)	▶ 多様な視点で取組を進めているが、個々に抱える昇任への不安などの払拭に向けた支援が必要 ▶ キャリア・メンター制度の試行及び検証結果を踏まえ、31年度以降の取組について検討
6.意識改革・組織風土改革（新しい働き方の確立に向けた行動指針）	〔改革の方向性〕 ▶ 超過勤務の縮減、ライフ・ワーク・バランスの一層の実現を目指す観点で、職員の日々の業務における行動指針を策定	—	▶ 新しい働き方（ワークスタイル）の確立に向け、「超勤縮減及びライフ・ワーク・バランス実現に向けた行動指針」を施行(H30.4)	▶ 行動指針の理解浸透に向けた職員周知と職場での取組を促進
6.意識改革・組織風土改（360度フィードバックの導入）	〔改革の方向性〕 ▶ 効率的な仕事の進め方や残業ゼロに向けた組織風土改革を推進するため、「360度フィードバック（マネジメント・レビュー）」を実施	▶ 本庁の課長級職員を対象に制度を導入(H29)	▶ 回答内容をもとに、上司である部長級からフィードバックを行い、具体的な指導・助言をすることで、課長級職員の行動改善を促進	▶ 平成29・30年度の実施状況を踏まえ、出先事業所への導入や部長級への対象拡大を検討

## 2. しごとと改革の取組状況（参考）

	改革の事項	数値目標等	取組実績		
			[27年度]	[28年度]	[29年度]
こじん改革	5.人事制度改革 ④育児関連休暇制度等の拡充				
	育休取得率（女性）	—	92.4%	90.6%	90.5%
	育休取得率（男性）	15%（31年度）	5.9%	4.3%	7.0%
	出産支援休暇の取得率(男性) ※配偶者の出産時に、男性職員が取得可能[2日]	—	87.6%	85.1%	86.1%
	育児参加休暇の取得率(男性) ※配偶者の出産時に、男性職員が上の子の育児のために取得可能[5日]	—	77.5%	75.4%	73.2%
	平均年休取得日数	年15日取得	14.2日	14.6日	14.9日
	5.人事制度改革 ⑤昇任選考制度の柔軟な運用				
	女性職員の管理職選考受験者数	—	207人	208人	237人
	男性職員の管理職選考受験者数	—	1,310人	1,456人	1,605人
	管理職選考受験者の女性割合	—	13.6%	12.5%	12.9%

### 3. 見える化改革の取組状況

事業 ユニット	報告 日時	報告書要旨	
青少年・ 治安対策 【4】	平成 29年 11月	分析 要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>犯罪や事故の発生件数は、総数では改善</li> <li>子供や高齢者等の弱者を狙った犯罪など、新たな犯罪や深刻な課題が存在</li> <li>治安の良さは東京の魅力になっている一方で、更なる対策が求められている。</li> </ul>
		改革 の 方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>子供の安全対策として、子供の危険予測・回避能力向上を図るため、指導者の育成や家庭における教育を推進</li> <li>高齢者の交通安全意識を高めるため、高齢者の特性を踏まえた更なる普及啓発を実施</li> </ul>
人権啓発 【8】	平成 30年 11月	分析 要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>人権啓発のより一層の効果的な実施に向け、3つの視点から現状と課題を分析</li> <li>①テーマ設定：過去3年では、性自認・性的指向、ヘイトスピーチ関連に係る啓発が少ない傾向にあることから、東京2020大会を契機に、個別の人権課題に係る啓発の充実が課題</li> <li>②対象者：20・30代等の若年層で人権を意識していない割合が高く、都の啓発行事参加者は40歳以上が6～9割を占めていることから、よりターゲットを意識した啓発行事の検討と広報の工夫が課題</li> <li>③啓発拠点：人権プラザ・人権啓発センターは専門性とネットワークを生かした事業を実施しており、来館者増に向け、センターの特色を生かしながらプラザの機能を有効活用していくことが課題</li> </ul>
		改革 の 方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>①新しい人権課題（性自認・性的指向を理由とする不当な差別の解消、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消）への理解を深めるための啓発の取組を推進する。</li> <li>②子育て世代や新社会人を中心とした20代・30代に焦点を当て、啓発の取組を重点的に推進する。</li> <li>③人権プラザのPR強化やアウトリーチ型の啓発を充実させることにより、人権プラザの認知度を高め、プラザの利用者・利用団体の増加を図り、都民の人権課題への理解・関心を高める。</li> </ul>



### 3. 見える化改革の取組状況

事業 ユニット	報告 日時	報告書要旨	
区市町村 【9】	平成 30年 11月	分析 要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>人口減少・少子高齢社会の到来を見据え、都内区市町村が持続可能な形で行政サービスを提供していくための方策を探ることが喫緊の課題</li> <li>62区市町村の人口推計を個別に分析した上で、7つのエリア（特別区・多摩5エリア・島しょエリア）に分け、5つの観点（①少子高齢化 ②地理 ③社会基盤・インフラ ④産業 ⑤自治体行政）で、各エリアの現状と課題を多角的に分析</li> <li>全国・都内の取組事例を、4類型（①団体の創意工夫による取組 ②事務の共同処理・委託等 ③民間・地域との連携 ④基礎自治体と都道府県との連携）に分類して紹介</li> </ul>
		改革 の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>分析によって浮き彫りになったエリアにおける課題の解決に資する、全国・都内の取組事例を紹介することで、行政サービスの持続可能な提供を確保するための検討の一助とする。</li> </ul>
防災・災害 応急対策 【10】	平成 30年 11月	分析 要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害の被害を最小限に抑えるには、自助・共助・公助の各主体が平時から災害対応力を高めておくことが必要</li> <li>平成30年度の都域外の大規模災害の教訓等を踏まえ、約200項目の防災事業について緊急総点検を行い、12分野の対策を強化</li> <li>自助・共助については、意識啓発の取組を継続的に行ってきたが普及は十分でなく、緊急総点検の中でも、災害の脅威に対する理解不足から逃げ遅れ等の問題が発生している現状</li> </ul>
		改革 の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>自助・共助の推進に向け、ターゲットを絞った都民への普及啓発を行うとともに、地域防災活動を支える団体への支援や、その団体の核となる多様な防災リーダーの育成を推進</li> <li>【都民の意識向上】東京都防災アプリの充実、東京くらし防災の活用促進</li> <li>【地域防災活動活性化】子育て世代に対するセミナーの実施</li> <li>【リーダー育成】防災市民組織リーダー育成研修会や女性防災人材育成事業の充実・強化</li> </ul>

### 3. 見える化改革の取組状況

事業 ユニット	報告 日時	報告書要旨	
公立大学 法人首都 大学東京 【11】	平成 30年 7月	分析 要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 高等教育機関を取り巻く状況を踏まえ、3つの視点で2大学1高専の現状を点検し、課題を整理</li> <li>• ①情報発信：都立であることを含め発信の内容がどの程度都民や社会に伝わっているか十分に分析できていない。大学間競争が激化する中において、大学の認知度の更なる向上や外部意見を取り入れた効果的な情報発信が必要である。等</li> <li>• ②国際化：首都大において、「経済支援制度が十分周知されていない」、「4年で卒業したい」などの理由から、中長期の海外留学者数が伸び悩んでいる。外国人留学生の受入れも伸び悩んでいる。等</li> <li>• ③シニア層の学習ニーズへの対応：首都大及び産技大において、シニア層を対象とした学びの場として、多様なニーズに応えるための新たなプログラムを検討することが必要である。</li> </ul>
		改革 の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ①都政や都民生活への貢献のPRや優秀な学生の獲得に繋げていくため、各校の認知度を高めるとともに、ブランディング戦略や都との更なる連携などについて検討していく。</li> <li>• ②世界に開かれた国際都市を目指す都が設置する高等教育機関として、国際感覚豊かな人材の育成に向け、各校の特色に合わせた実効性のある取組を展開していく。</li> <li>• ③都の政策課題である、高齢者が生きがいをもって活躍できる東京の実現に貢献していくため、各校において、シニア層の様々な学びのニーズにトータルで応えるための環境を整備していく。</li> </ul>
都有施設 建築保全 【16】	平成 30年 11月	分析 要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 都有施設の整備、保全に加え、区市町村施設の営繕について、現状と課題を分析</li> <li>• ①整備：事業局が改築計画を策定するが、改築検討時期にある施設の3/4が改築計画を未策定。策定済みの施設も与条件の未整理等により29年度実績で約1/4が予算要求できていない。</li> <li>• ②保全：事業局が保全計画を策定するが、作成済は対象施設の16%。都有施設の2/3を占める教育庁等に保全業務支援システムが未整備。システム導入以前の保全情報が電子化されていない。</li> <li>• ③区市町村の営繕：各区市町村の責任で整備・保全を行うが、技術職員が少なく、施設の適正管理等に苦慮。保全計画策定済は区で2割、市町村で1割</li> </ul>
		改革 の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 都民が安心して公共施設を利用できる体制の構築に向け、次の取組を実施</li> <li>• ①整備：財務局が基本計画段階から関与する仕組みを構築し、主体的に事業局の施設整備を支援することで、改築工事を円滑に進めていく。</li> <li>• ②保全：事業局が原則平成35年度までに保全計画を作成するよう支援する。保全業務支援システムの利用を教育庁・消防庁・警視庁に広げる。電子化されていない図面を5年程度で電子化する。</li> <li>• ③区市町村の営繕：都の持つ技術ノウハウを生かし、希望する区市町村へ職員の研修や計画策定の技術支援を実施していく。</li> </ul>

### 3. 見える化改革の取組状況

事業 ユニット	報告 日時	報告書要旨	
税務行政 【17】	平成 29年 12月	分析 要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>委託化は、人件費削減や都民サービスの向上効果がある。業務フローを分析したところ、委託化していない業務は、「公権力を行使する事務」「少量・分散している事務」「専門性が高い事務」の三つに分類される。</li> <li>納税者から寄せられた意見・要望等について、現状では全てを体系的・網羅的に把握・管理できていない。</li> </ul>
		改革 の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>委託による事務の効率化を図りつつ、将来的にはICTを活用した効率化を進めることで、納税者の利便性を高めていく。</li> <li>納税者からの意見・要望等を全て把握し、的確に反映させる仕組みを構築することで、更なる納税者サービスの向上へつなげていく。</li> </ul>
男女平等 参画 【19】	平成 30年 10月	分析 要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>①男女平等参画施策の総合的な推進：計画推進のため「女性も男性も輝くTOKYO会議」を設置しているが、進行管理機能の充実が必要。また、都の審議会等における女性委員の任用率は低い状況</li> <li>②女性の活躍推進：男性の家事・育児参画促進のため、幅広い層に向けた啓発が必要</li> <li>③配偶者等暴力対策：区市町村配偶者暴力相談支援センターの整備目標の達成に向け、さらなる働きかけと支援が必要。また、被害者を支援している民間団体には財政的な困難を抱える団体が多く、都の支援の充実に対する強い要望</li> </ul>
		改革 の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>①男女平等参画施策の総合的な推進：「女性も男性も輝くTOKYO会議」において、計画全体の進捗状況の報告や施策の推進に関する提案等を実施。また、「東京都男女平等参画推進会議」において、TOKYO会議における意見等をふまえ、都の施策の実施状況及び施策展開について検討</li> <li>②女性の活躍推進：未就学児を持つ夫の具体的な行動を促すため、妻や親、上司など、社会全体の意識改革に取り組む。</li> <li>③配偶者等暴力対策：区市町村に対して配偶者暴力相談支援センター整備の効果を啓発するとともに、担当者向け講座の充実等を検討。また、民間支援団体の活動に対する助成について、助成額の上乗せなど支援の充実を検討</li> </ul>

### 3. 見える化改革の取組状況

事業 ユニット	報告 日時	報告書要旨	
消費生活 対策 【20】	平成 30年 10月	分析 要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>消費生活行政全般に関する情報の収集・分析及び情報発信について、現状・課題・今後の取組の方向性の整理を行った。</li> <li>①情報の収集・分析：ICTの普及を踏まえた相談情報の収集について検討が必要。また、不適正な取引行為や不当表示を行う事業者に関する情報をより幅広く、迅速に収集する仕組みの構築が必要</li> <li>②情報発信：社会状況の変化に応じた的確な情報発信が必要。また、消費生活センターを知らない若者、悪質商法の被害後に泣き寝入りしてしまう高齢者などに対して情報を届ける工夫が必要</li> </ul>
		改革 の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>①情報の収集・分析：「情報収集の充実」の観点から、国の動向なども注視しながら、相談方法の多様化について検討。また、不適正な取引行為や不当表示を行う事業者に関する情報について、都民がより通報しやすい環境を整備</li> <li>②情報発信：「情報発信の強化」の観点から、タイムリーかつわかりやすい情報発信。「情報伝達の工夫」の観点から、対象となる消費者に応じた広報媒体の選択、情報発信の時期、伝達手法を工夫</li> </ul>
文化施設 【21】	平成 30年 7月	分析 要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>各館の特性を活かしながら一体的な運営を進めることで事業を下支えする安定的な実施体制を構築</li> <li>外部有識者の意見を踏まえた指定管理者評価においても、高い評価を得ている。</li> <li>施設利用者の声に対しても、適切に改善、対応している。</li> <li>類似施設との比較では、国の施設等と比べても、入場者数やホール稼働率において遜色がなく、予算・人員対比で効率的な事業運営を行っている一面も見られた。</li> <li>現行の指定管理期間後の2021年度以降も見据え、文化施設のもう一段階のレベルアップを図るため、今後の方向性と課題を検討</li> </ul>
		改革 の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後強化すべき事業展開の方向性を「文化の継承と新たな創造」「国内外との連携強化」「社会的課題解決に貢献」「多様性の尊重」「次世代の育成」の5つにまとめた。</li> <li>さらに、財務、人事、事業期間の面から課題を整理</li> <li>①財務：財団の支援策の検討や財団に自主的な財源確保を促す必要、②人事：専門人材の確保や人事制度の自由度を高める方策が必要、③事業期間：長期間安定的に事業が実施できる環境が必要</li> <li>文化施設の運営方法は、全国的に見ても、指定管理者制度と地方独立行政法人制度に大別される。都において、運営形態のあり方について、今年度中に方向性を明らかにする。</li> </ul>

### 3. 見える化改革の取組状況

事業 ユニット	報告 日時	報告書要旨	
私立学校 振興 【22】	平成 30年 10月	分析 要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 都は、私立学校振興を図るため、学校助成及び保護者負担軽減助成を実施</li> <li>• ①学校助成：生徒1人当たりの状況及び私立高校の収入に占める補助金の割合において、全国との比較で概ね均衡。私立学校の教育条件の維持向上等に寄与している。</li> <li>• 多額の予算を計上している学校助成の仕組みや必要性・妥当性が都民にとって分かりにくい。</li> <li>• ②保護者負担軽減助成：他府県と比べて大幅に充実。教育費負担の公私間格差の是正に大きく寄与している。</li> <li>• 保護者負担軽減助成に対する生徒・保護者の期待は高いが、一方で、支援を受けられない世帯との格差が大きく、支援を充実するほど、財政負担が大きくなる。そのため、支援の対象や要件、水準等について、都民の理解を得ていく必要がある。</li> </ul>
		改革 の 方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ①学校助成：都民の理解や共感を得られるよう、学校助成の仕組みや必要性・妥当性を解りやすく説明していく。</li> <li>• ②保護者負担軽減助成：国や道府県の動向、社会経済状況等を踏まえ、保護者負担軽減助成施策が、都民の理解や共感を得られる適切なものとなるよう、施策の不断の見直しを図っていく。</li> </ul>
共助・共 生社会づ くり 【23】	平成 30年 10月	分析 要旨	<p>【共助社会づくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• ①都民のボランティア行動者率は特に若い世代や男性が低く、企業や大学等への働きかけが必要</li> <li>• ②東京ボランティア・市民活動センターは低関心層に広く働きかけるための知名度・広報力に課題</li> <li>• ③ボランティア文化を定着させ2020大会のレガシーとする必要</li> </ul> <p>【多分化共生社会づくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• ①都及び東京都国際交流委員会は、区市町村や国際交流協会、支援団体等からの要望に応えきれていない。②都内の区市町村において、施策内容等の差が著しい。③都や東京都国際交流委員会は諸団体に対する支援・コーディネート役割を果たせていない。④外国人おもてなし語学ボランティアの活動等を、東京2020大会のレガシーとする必要</li> </ul>
		改革 の 方向性	<p>【共助社会づくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• ①企業・大学等への重点的なアプローチ、②東京ボランティア・市民活動センターとの連携と機動的な推進体制の検討、③ボランティア文化のレガシー化の推進</li> </ul> <p>【多文化共生社会づくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• ①在住外国人支援事業の拡充、②都内区市町村・国際交流協会等のネットワーク強化、③都国際交流委員会の体制強化、④外国人おもてなし語学ボランティアの活動継続・拡大</li> </ul>

### 3. 見える化改革の取組状況

事業 ユニット	報告 日時	報告書要旨	
スポーツ 振興 【24】	平成 30年 1月	分析 要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 都はスポーツ実施率70%に向け様々な施策を展開しているが、H28調査で低下（56.3%）</li> <li>• 今後は①ターゲット別アプローチの強化、②利用者ニーズを捉えた施設の魅力向上や運営の工夫、③アスリートの活用促進、④施策の担い手の機能強化など実行力のある仕組みづくり が必要</li> </ul>
		改革 の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ①施策を実施率向上のカギとなる層に重点化</li> <li>• ②指定管理者とのパートナーシップ会議（仮称）による都施策との連動性を確保・強化</li> <li>• ③学校部活動や地域スポーツクラブとの連携強化</li> <li>• ④監理団体の企画機能の強化や区市町村・民間等への展開力の強化 などを検討</li> </ul>
防災まち づくり 【25】	平成 29年 11月	分析 要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 不燃領域率の向上、建築物の耐震化に向けこれまで様々な施策を展開し改善を図ってきた。</li> <li>• 一方で、目標達成（不燃領域率:70%（平成32年度）、耐震化率（緊急沿道）:90%（平成31年度）、耐震化率（住宅）:95%（平成32年度））に向けては、防災まちづくりの取組の一層の加速が必要</li> </ul>
		改革 の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 人事交流を通じたノウハウの蓄積や監理団体の活用を通じた事業の加速など、区のサポート体制を整備</li> <li>• エリア別の進捗状況（不燃領域率）を発信するなどの積極的な情報公開</li> <li>• 防災生活道路の拡幅整備や既存コミュニティに配慮した魅力的な移転先の確保による不燃化の加速</li> <li>• 建物所有者等の耐震化の取組を促進</li> </ul>

### 3. 見える化改革の取組状況

事業 ユニット	報告 日時	報告書要旨	
交通政策 【26】	平成 30年 10月	分析 要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢社会の進展や訪都旅行者数の増加等、環境変化に対応していくため、「誰もが安心して快適に移動できる環境を整えること」が必要 ⇒ バリアフリールート of 複数ルート・乗換ルート整備、ホームドア整備の一層の推進</li> <li>エレベーター整備における調整の困難さ（新たな用地・空間確保の必要性、他社路線との調整等）や、ホームドア整備における高い整備コストとドア位置の異なる車両への対応等が妨げとなっている。</li> </ul>
		改革 の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>エレベーターの複数ルートおよびホームドアの優先整備に向け指標を設定し、優先順位を決定するなど、優先整備の考え方を検討</li> <li>関係者による「エレベーターとホームドア情報連絡会」を定期的を開催し、鉄道事業者の整備意向や区市町村を通して駅利用者ニーズを把握し、優先整備の考え方を整理</li> <li>区市町村および鉄道事業者の負担軽減のため、国に対し「優先整備に向けた考え方」に沿った国費配分を要請するとともに、都費の効果的な投入を検討</li> </ul>
建築指導 【27】	平成 30年 10月	分析 要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築基準法令を適切に運用して建築物の安全・安心を確保していくとともに、社会的要請への確に対応していくことが必要</li> <li>都民や設計者等から多くの問合せや相談、協議が寄せられており、都民サービス向上の観点から都民目線での情報発信・提供、窓口業務の改善などが必要</li> <li>ベテラン職員の減少と若手職員の増加、また平成11年の建築確認業務等の民間開放により、職員が実務経験を得る機会が減少していることから、人材育成・技術力の継承が必要</li> </ul>
		改革 の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合設計許可、バリアフリー法に基づく認定等の着実な実施や運用改善等により、質の高い都市環境の形成を一層促進</li> <li>よくある問合せについてFAQを充実しHP等で公開するとともに、建築計画概要書の閲覧方法の改善を図る等、窓口業務を改善。また今後、建築確認手続きの電子申請などについても、将来的な課題として対応の可能性等を検討</li> <li>関係機関との連携や人事交流等を強化し、建築行政職員の技術力を底上げ</li> </ul>

### 3. 見える化改革の取組状況

事業 ユニット	報告 日時	報告書要旨	
住宅施策 【28】	平成 30年 10月	分析 要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>サービス付き高齢者向け住宅の整備は着実に進んでいるが、単身者向け住戸が多く、世帯向け住戸の供給が求められている。また、多様な世代との交流、地域貢献に資する取組、介護が必要になっても同じ敷地内で住み続けられる仕組みなどが必要</li> <li>都内のマンションでは建物の老朽化と居住者の高齢化という「二つの老い」が進行。管理組合の自主的な取組だけでは「二つの老い」に的確に対処することは困難であり、管理組合の機能強化に向け、より踏み込んだ施策が必要</li> <li>高齢化の先にある空き家対策について、区市町村と連携し取り組んでいく必要</li> </ul>
		改革 の 方 向 性	<ul style="list-style-type: none"> <li>サービス付き高齢者向け住宅の世帯向け住戸の整備に対する支援の拡充を検討するとともに、多世代交流や地域貢献等に取り組む一般住宅を併設したサービス付き高齢者向け住宅の供給を促進</li> <li>条例の制定を目指して、マンションの管理状況を把握する仕組みを整備すると共に、管理状況に応じた支援を実施</li> <li>空き家を地域資源として活用し、地域の価値向上につなげるエリアリノベーションを展開する仕組みを構築。また、区市町村の地域特性に応じた企画提案や先駆的な取組を支援し、対策の展開を促進する補助スキームの構築を検討</li> </ul>
都営住宅 建設・管 理 【29】	平成 30年 7月	分析 要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>名義人が65歳以上の世帯が約66%となり、そのうちの半分以上が単身世帯となる等、入居者の高齢化、世帯の単身化が進行。一方で若年ファミリー向け住宅の応募倍率は低下。少子高齢化への更なる対応が必要</li> <li>昭和40年代に大量建設した団地が建替え時期を迎えており、ストックの計画的な維持更新が必要</li> <li>駐車場の契約率は、居住者の高齢化等により年々低下し、空き区画が増加</li> <li>多くの都営住宅が避難場所に指定されており、敷地内の安全性や避難経路、緊急車両等の通行機能を確保し、地域の安全性の向上を図る必要</li> </ul>
		改革 の 方 向 性	<ul style="list-style-type: none"> <li>若年ファミリー向けの募集を拡大すると共に、大学と連携した学生入居などを検討し、多世代共生を推進。また、宅配、共同配送と連携した見守りサービスの実施や、創出用地等を活用した生活支援施設を誘致</li> <li>昭和50年代建設住棟や中・高層住棟が混在する団地において、効果的な建替えを推進</li> <li>空き区画の活用に向け、併設駐車場のコインパーキング化を拡大</li> <li>団地外周道路等の無電柱化を促進</li> </ul>



### 3. 見える化改革の取組状況

事業 ユニット	報告 日時	報告書要旨	
土地区画 整理・市 街地再開 発 【30】	平成 30年 10月	分析 要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模な交通結節点の再編など、関係者の利害調整が高度かつ複雑で、広域的な都市基盤整備が不可欠な地区では、民間や区市町だけでは調整が困難</li> <li>権利者ニーズの多様化により、従来の買収手法による都市基盤整備が進まない地区が存在</li> <li>事業後、開発区域のみならず既存市街地との一体感の醸成を含めた地域全体の運営・維持が必要</li> <li>開発利益が見込める地区は民間が施行するが、見込めない木造住宅密集地域などでは事業が成り立ちにくい。また、区市町の区画整理・再開発事業の資金やノウハウ、人員が不足</li> </ul>
		改革 の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>重要な都市基盤整備を伴う事業や複数プロジェクトの核となる事業については、広域的行政を担う都が調整・牽引</li> <li>区画整理事業により土地を交換するという換地手法等を活用した、新たな難度の高い事業手法による重要な都市基盤整備の推進</li> <li>エリアマネジメントの導入について、計画段階からのより一層の指導・助言</li> <li>補助制度の活用促進や事業の立ち上げに必要な情報を計画段階から区市町に提供。また、区市町への都職員の派遣や（公財）東京都都市づくり公社の一層の活用</li> </ul>
省エネルギー・温 暖化対策 【31】	平成 29年 12月	分析 要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>都のエネルギー消費量の2030年目標は、産業・業務部門で2000年比▲30%(▲17.5%)、家庭部門で▲30%(▲2.5%)、再エネ電力利用割合の2030年目標は、30%(11.1%) ※括弧内は2015年度実績</li> <li>①産業・業務部門のうち成果の出ている大規模事業所を除いた中小規模事業所対策、②家庭部門対策及び③再エネ導入拡大に向けた取組が必要</li> </ul>
		改革 の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>①効果的な事業構築のための実態調査、多様な主体との連携強化、地球温暖化対策報告書制度改正を検討</li> <li>②世代等別のアプローチ手法、古い家電製品の買い替えや効率的な使用を促進する施策展開を検討</li> <li>③都有施設における再エネのショーケース化、再エネ利用率の段階的な引上げを検討</li> </ul>

### 3. 見える化改革の取組状況

事業 ユニット	報告 日時	報告書要旨	
環境改善 【32】	平成 30年 11月	分析 要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境改善に関する取組の点検・評価の結果、計画の目標進捗状況を踏まえ、一層の取組が必要となる「VOC対策の推進」「次世代自動車等の普及」に焦点を当てて分析を実施</li> <li>①VOC対策の推進：産業部門の近年のVOC排出量削減率は鈍化。民生部門（家庭・オフィス）のVOC排出量は、産業部門の削減率に比べて小さいため、排出量全体に占める割合が増加</li> <li>②次世代自動車等の普及：新車販売に占めるZEVの割合は、2017年度時点で2.2%にとどまっている。また、事業者向けの低公害・低燃費車の導入補助の実績が低迷しており、普及促進に向けた一層の取組が必要</li> </ul>
		改革 の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>①VOC対策の推進：排出規制対象外の中小事業者の実態を把握し、効果的な対策や自主的な取組みを促進（業界団体等にヒアリングを実施し連携策を検討、区市との連携も視野に経営面の視点も考慮して今後の取組みを検討等）家庭・オフィスを対象とした普及啓発等を実施（メーカー、区市町村、業界団体とも連携を図り認知度を向上等）</li> <li>②次世代自動車等の普及：2030年までに乗用車の新車販売台数に占めるZEVの割合を5割に高めるため、普及に向けた取組みを加速（イニシャルコスト低減のため補助対象者拡充、充電環境の整備等）事業者に対して、低公害・低燃費車の導入を促進（低公害・低燃費車導入義務、補助等の都制度を活用して事業者による次世代自動車等の導入を進め、メーカーの開発意欲を促進等）</li> </ul>
自然環境 の保全・ 利用 【33】	平成 30年 11月	分析 要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>①生態系に配慮した緑化の推進：「江戸のみどり登録緑地」の意義や効果の理解が不足。人材育成や民間企業との連携が不可欠</li> <li>②外来種等の防除：アライグマ・ハクビシンの生息域が広範囲に渡っていることから、広域的な防除対策が必要。また、伊豆大島におけるキョンの根絶に向けては、更なる捕獲対策の強化が必要</li> <li>③自然公園の利用環境整備等：障がい者をはじめ多様な利用者の来訪支援が必要</li> </ul>
		改革 の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>①生態系に配慮した緑化の推進：生態系に配慮した緑化に取り組む考え方や導入の効果などを解りやすく紹介（緑地の設計や管理に携わる事業者を対象に現地見学や実務的な講習会を実施、造園建設業界や設計コンサルタント業界と連携した人材育成の検討等）</li> <li>②外来種等の防除：区市町村の取組を促進（区市町村の取組段階に応じた技術的支援、防除対策への参加の働きかけ等）キョン防除は、土地利用や地形に応じた効果的な捕獲手法を検証し、対策に反映</li> <li>③自然公園の利用環境整備等：関係者の意見も聞きながら、先進事例等の調査や障がい者登山等のケーススタディーを実施</li> </ul>

### 3. 見える化改革の取組状況

事業 ユニット	報告 日時	報告書要旨	
資源循環・廃棄物対策 【34】	平成 30年 11月	分析 要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>①食品ロスの削減：食品廃棄物の発生抑制という観点、国連の持続可能な開発目標に貢献する責任を果たしていく観点から取組みの推進が必要</li> <li>②使い捨て型ライフスタイルの見直し：レジ袋の無償配布ゼロをめざしていくことを目標としている。さらに、使い捨てプラスチックを大幅に削減していく方策についても検討していく。</li> <li>③建設工事におけるエコマテリアルの利用促進：今後、首都圏では大量の建設泥土等の発生が見込まれているため、リサイクルを促進していくことが課題</li> <li>④リサイクルの推進・最終処分場の延命化：区部におけるリサイクルを促進し、埋立処分量を削減していくことが必要</li> </ul>
		改革 の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>①食品ロスの削減：食品ロスの削減に向けた東京方式の確立、キャンペーンの展開</li> <li>②使い捨て型ライフスタイルの見直し：レジ袋無償配布ゼロに向けた気運の醸成、使い捨てプラスチック対策の推進、大規模イベントなどでリユースカップ利用を促進</li> <li>③建設工事におけるエコマテリアルの利用促進：都関連工事における利用促進</li> <li>④リサイクルの推進・最終処分場の延命化：リサイクルの更なる推進、オフィスビル、商業ビル等から排出される事業系廃棄物の3R促進、焼却灰のリサイクル促進</li> </ul>
子供・家庭施策 【35】	平成 30年 10月	分析 要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会的養護について、①家庭的養護の推進、②施設における専門的ケアの充実、③自立支援の充実の三分野に大別して、分析評価</li> <li>①里親制度についての社会の認知度はまだ低く、登録家庭数の伸びは緩やか。里親の悩みに対応できる相談体制の更なる強化が必要</li> <li>②乳児院では、障害や疾患等がある乳幼児の受け入れ体制の充実が必要。児童養護施設では、個別的ケアが必要な児童の割合が増加</li> <li>③児童養護施設退所者の大学等への進学状況は、全国の全高校生の進学率と比較すると低水準。また、自立援助ホームでは、被虐待経験を持つ児童等処遇困難児が増加</li> </ul>
		改革 の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>①ターゲットを絞った普及啓発等による新たな里親の獲得、短期・一時保護等での委託による未委託家庭への委託促進、里親子への支援（チーム養育体制）による里親子を支える体制の強化</li> <li>②治療的・専門的ケアを行うための専門職員の充実、中高生年齢において課題を抱える児童の受入れに対する支援</li> <li>③自立支援コーディネーターを中心とした自立支援の一層の推進、就労定着支援等を行うジョブ・トレーナーの全ホーム配置及び取組強化</li> </ul>

### 3. 見える化改革の取組状況

事業 ユニット	報告 日時	報告書要旨	
高齢者施策 【36】	平成 30年 10月	分析 要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>要介護者等への支援施策は引き続き実施するべきである。一方、このまま要介護者が増え続けると、予算制約の中では要介護者等への支援が中心の施策体系では持続困難</li> <li>このため、要介護者数に関わる「介護予防」の取組と、地域で元気に暮らすことに関わる「高齢者の活躍促進」の取組に焦点を当て分析</li> <li>要支援・要介護認定率はともに、全国平均とほぼ同率であるが、近県3県に比べ高い割合</li> <li>健康寿命は、男女ともに全国平均を下回っている。</li> <li>ボランティア活動の参加状況は、全国と比べ低い。特にまちづくりのための活動が低い割合</li> </ul>
		改革 の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>課題を解決するための対策をエビデンスを踏まえ検討し、「介護予防」及び「高齢者の活躍促進」施策を戦略的に展開</li> <li>「社会参加のきっかけ」「活動を続けられる仕組み」「社会との接点を持ち続けられる仕組み」づくりを新たな施策パッケージとして推進</li> <li>シニア予備群への働きかけを通じて、誰もが安心して暮らし希望を持つことのできる高齢期を迎えられるよう、中長期的に取り組んでいく。</li> </ul>
障害者施策 【37】	平成 30年 10月	分析 要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>精神障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現のため、①日常診療体制、②精神科救急医療体制、③地域生活支援体制の三本柱について分析評価</li> <li>①医療機関間の精神疾患患者の紹介は、約3割が円滑にできておらず、その理由は受診勧奨ができていないが約50%、精神疾患に関する知識の不足が約25%</li> <li>②初期救急は、年間100件前後で推移しているが、平成22年以降、二次救急は増加傾向。また、身体合併症救急は、先行してブロック単位で連携している区域とで相談・受入実績の乖離が大きい。</li> <li>③地域移行・地域定着の給付状況にばらつきがあるほか、都は全国に比して再入院率が高い。また、措置入院患者数は全国の約4分の1を占める一方、都・区・市それぞれが保健所を設置</li> </ul>
		改革 の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>①一般診療科向けに精神科医療の研修会を新たに実施。円滑な受診勧奨の手法等について分析。</li> <li>②二次救急を必要とする患者をできるだけ身近な地域で受けられるよう体制を強化。ブロックごとに精神科医療の研修等を充実させるとともに、地域での受入れが困難な合併症患者を、総合診療基盤を有する都立病院等において広域で受け入れる体制整備を推進</li> <li>③各自治体の地域移行等の取組が進むよう、先駆的な取組や好事例を普及しつつ、地域の相談支援事業所の支援力向上に向けた取組を強化させる。特に支援の必要性が高い方には、退院後支援計画を作成の上、保健所を中心とする計画的・包括的な支援を実施するなどの仕組みを構築</li> </ul>

### 3. 見える化改革の取組状況

事業 ユニット	報告 日時	報告書要旨	
生活福祉 施策 【38】	平成 30年 10月	分析 要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 本来、居宅での自立生活が困難な被保護者等が、自立生活に移行するまでの一時的な住まいとして利用されるものであるが、実態として長期利用されている「無料低額宿泊所」について分析評価</li> <li>• ①個室が少ない、居室が狭い（一人当たり床面積4.95㎡未満の施設が存在）、老朽化など</li> <li>• ②60歳以上が59.5%（うち70歳以上が25.3%）1年以上の滞在が50.3%（うち3年以上26.7%）</li> <li>• ③施設長が社会福祉主事の資格を持たない、内部雇用からの登用など、福祉の知識や経験のない施設長の配置</li> </ul>
		改革 の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 低所得高齢者等が、都内において、個々のニーズに応じた居住環境と生活支援の体制が整備された住居や施設に入り、安心・安定した生活を送り続けることができるよう、以下の取組を検討</li> <li>• ①「社会福祉住居施設」の設備及び運営の基準に関する条例を制定し、都が「社会福祉住居施設」の届出を受理。このうち、良質な生活支援等サービスを提供する施設を「日常生活支援住居施設」として認定する。</li> <li>• ②「施設長等のスキルアップの促進」、「施設整備の促進」等の方策を検討し、良質なサービスを提供する施設を確保</li> </ul>
保健・医療 施策 【-】	平成 30年 7月	分析 要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 都におけるがん対策について、①がん検診受診率の向上、②がん医療提供体制の整備、③がんとの共生のための医療・支援体制、④緩和ケア医療提供の充実の4分野に大別して分析評価</li> <li>• ①がん検診受診率が目標の50%に達していない。</li> <li>• ②拠点病院に多くのがん患者が集中。医療機関の連携体制・リハビリテーション提供体制が必要。</li> <li>• ③小児がんやAYA世代のがんは希少であり、事例が十分に蓄積されていない。また、がんと診断された人の約25%が退職を選択</li> <li>• ④患者の3～4割は十分な緩和ケアが行われていない。緩和ケアの理解促進、人材育成等が必要</li> </ul>
		改革 の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ①検診データ等の分析・見える化により、区市町村における取組を促進</li> <li>• ②ICTを活用した地域医療連携ネットワークの構築、都民への地域医療情報提供内容の充実、診断されたときからのがんリハビリテーションの提供体制の検討 等</li> <li>• ③小児・AYA世代患者の支援の充実に向けた、小児と成人の診療科との連携体制の構築、働きながら治療を受けるための相談支援体制、職場や自宅の近くで治療可能な医療提供体制の整備、高齢がん患者の支援の充実に向けた地域の連携体制の整備等</li> <li>• ④病院内の緩和ケアチームと他の部門等との連携強化、患者への十分な情報提供、円滑な在宅緩和ケアへの移行に向けた医療機関間の患者情報の共有化、地域の医療従事者等の人材育成</li> </ul>

### 3. 見える化改革の取組状況

事業 ユニット	報告 日時	報告書要旨	
健康安全 施策 【41】	平成 30年 10月	分析 要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 都の動物愛護施策について、①適正飼養の啓発と徹底、②致死処分の減少を目指した取組の推進、③動物取扱業の監視指導、④動物に関わる危機管理の4つの柱に大別して分析評価</li> <li>• ①他の人のペットを迷惑と感じたことがある人が多数、多頭飼育の問題事例も散見</li> <li>• ②飼い主のいない猫対策が円滑に進まない事例も存在、譲渡促進に向けた動物愛護相談センターの機能強化が必要、ペットと飼い主の高齢化に伴い飼養継続が困難となる例の増加も懸念</li> <li>• ③動物取扱業者の増加・多様化、苦情等に伴う監視指導の増加、集中的監視指導が必要な事例発生。</li> <li>• ④狂犬病は長期間発生していないが、様々な動物由来感染症が国内各地で発生、災害対策をしている飼い主は4割程度、災害マニュアルを整備する区市町村は少数</li> </ul>
		改革 の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ①事業者と連携した飼い主への啓発、東京都版「動物の学校」の実施（飼い主が学ぶ機会の提供、地域で啓発を担う人材育成）、専門機関を交えた多頭飼育問題の検討等</li> <li>• ②地域における対策の定着・促進、譲渡活動の連携・協働の拡大、飼い主支援情報の提供拡大等</li> <li>• ③苦情要因分析・自主管理の促進、業態の多様化に対応した指導、効率的・機動的監視指導等</li> <li>• ④動物由来感染症の実態把握・情報提供、飼い主への災害対策の啓発・区市町村の対策支援等</li> </ul>
福祉人材 の養成・ 確保 【43】	平成 29年 12月	分析 要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 介護分野に焦点を当て、分析を行い、今後の介護人材の養成・確保の方策について検証</li> <li>• 介護人材に関する課題は、「定着」と「採用」の大きく二つ。「定着」に関する「職場環境の改善」と「処遇改善」、「採用」に関する「ターゲット別のアプローチ」の3点について、支援の強化を検討していく必要がある。</li> <li>• 事業実施体制について、より効果的な事業実施をできるようにする必要がある。</li> </ul>
		改革 の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 中小事業者への支援強化、区市町村を通じた支援、組織体制の強化など、これまでの分析から明らかになった課題について検討し対策を講じる。</li> <li>• 中期的な視点に立った対策が必要な課題に対しては、東京都社会福祉協議会、東京都福祉保健財団や東京都福祉人材対策推進機構を活用して実態を把握・検証し、その結果を踏まえて改善していく。</li> <li>• 今回の分析結果を踏まえ、障害部門・保育部門も同様に見直しを進めていく。</li> </ul>

### 3. 見える化改革の取組状況

事業 ユニット	報告 日時	報告書要旨	
病院事業 【44】	平成 30年 11月	分析 要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後、高齢化等による合併症対応など医療需要・医療環境に即応する体制づくりが必要</li> <li>在宅療養ニーズに応え、地域医療機関の人材の育成や技術面での協力を行うなど、地域医療の充実に向けてモデル的な取組など率先して役割を果たす必要がある。</li> <li>病院現場のスピードや緊急性の頻度に合わせた、より一層柔軟な業務執行ができる体制が必要</li> <li>持続可能な病院運営のため、一層効率的な経営が必要</li> </ul>
		改革 の方向性	<p>(早期の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>病院現場に即した人材マネジメント方針の策定など、柔軟な業務執行に向けた人材の確保・育成を図る。</li> <li>病院経営の専門家（コンサルタント）を活用する等病院経営マネジメント力を向上し、更なる経営改善を図る。</li> </ul> <p>(検討中の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>今回の点検評価を踏まえて、都立病院の機能・役割に適した経営形態を更に検証していく。</li> <li>都民への医療サービスの向上に資する経営の在り方の検討を進めていく。</li> </ul>
中小企業 支援 【45】	平成 29年 11月	分析 要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>創業支援：民間インキュベーション施設の開設が活発化しており、都施設の一部見直しが必要</li> <li>経営基盤の強化：相談支援のリーチ率は他県と比較して低いいため、情報発信や現場力を強化</li> <li>新技術・新サービスの創出：利用者にわかりづらい、類似している事業が存在しているため、情報公開の推進・事業体系の見直しが必要</li> <li>販路開拓：「個人消費」「営業力強化」等の課題解決に向け、公社ノウハウを活用した支援を充実</li> </ul>
		改革 の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>本分析を平成30年度の予算要求へ反映</li> <li>平成30年6月末までに新たな施策の見直しを（公財）東京都中小企業振興公社と共に実施</li> </ul> <p>①施策の棚卸し ②新たな施策の方向性</p>

### 3. 見える化改革の取組状況

事業 ユニット	報告 日時	報告書要旨	
観光産業 の振興 【46】	平成 30年 7月	分析 要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国人旅行者の誘致：①2020大会後も訪都旅行者を拡大していくことが必要②東京観光レップの未設置都市で継続的なPRが実施できていない③旅行博のより戦略的な展開が必要</li> <li>MICE誘致の推進：国際会議の開催モデルが国内本部主導型から国際団体本部主導型へと変化しており、それに伴って国際会議に求められるニーズが変化</li> <li>観光資源の開発：①都内各地域の魅力を高める観光資源の着実な開発の支援が必要②住民のまちへの愛着や誇りの醸成、地域の団体の体制強化など観光力の底上げを図ることが必要</li> <li>受入環境の充実：①無料Wi-Fi等整備の遅れているインフラが存在②外国語対応能力の満足度が低い③バリアフリー環境の一層の整備が必要</li> </ul>
		改革 の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国人旅行者の誘致：東京2020大会とその先を見据えたプロモーション</li> <li>MICE誘致の推進：国際ニーズの変化に対応できる体制の整備</li> <li>観光資源の開発：地域の魅力の更なる向上と地域の観光力の底上げ</li> <li>受入環境の充実：東京2020大会に向けた取組の加速化</li> <li>東京観光財団との役割分担の見直し：財団が現場のニーズを捉え、都に施策立案や事業改善を提案</li> </ul>
農林水産 業対策 【47】	平成 30年 9月	分析 要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業の担い手の確保・育成：①農外からの新規希望者が就農まで至るためのきめ細かな支援が必要②現行の研修体系は、農業者の多様なニーズとのずれや未対応の分野・地域が存在</li> <li>持続可能な森林整備等：①主伐事業の加速が必要②事業を担う林業事業者の不足③林業従事者の技術力の低下④多摩産材の認知度の低さ（区部、女性）⑤多摩産材の公共利用等の更なる開拓</li> <li>水産資源の管理：①資源管理措置は関係漁業者の合意が必要②クロマグロの漁獲制限が他魚種に影響③キンメダイを補完する資源の有効活用が必要④多摩川中下流域の滞留するアユの有効活用</li> <li>都内産食材の消費拡大：①都民の認知度はいまだ不十分②東京オリジナル品種の都の取組が不足③江戸東京野菜は生産・流通が限定的④イベントによる魅力発信の機会が限定的⑤都内産食材を調達する際の情報が不足</li> </ul>
		改革 の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業の担い手の確保・育成：新規就農者や経営規模拡大を図る農業者の確保・育成の強化</li> <li>持続可能な森林整備と林業振興：森林環境譲与税等を見据えた森林循環の一層の促進</li> <li>水産資源の管理：水産資源管理の強化、未利用・低利用資源の活用促進</li> <li>都内産食材の消費拡大：都内産農水産物の付加価値向上や魅力発信の強化</li> </ul>



### 3. 見える化改革の取組状況

事業 ユニット	報告 日時	報告書要旨	
雇用就業 対策 【48】	平成 30年 9月	分析 要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>【項目別】：以下を含め7つのテーマについて、これまでの事業を分析・評価し、課題を明確化</li> <li>女性の再就職支援や就業拡大：子育て中の女性に対する地域における再就職支援体制の強化が必要</li> <li>高齢者の就業支援：高齢者の新たな活躍の場を開拓し、選択の幅を広げるための取組が十分でない</li> <li>テレワークの推進：検討段階から具体的な導入までを総合的にサポートする仕組みが十分でない</li> <li>【共通テーマ】</li> <li>多様な主体との連携：①地域における多様な人材を掘り起す取組が十分でない。区市町村による主体的な取組を広げることが必要。②地域の実情に精通する金融機関等との連携・協力が必要</li> </ul>
		改革 の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性の再就職支援や就業拡大：地域に眠る「女性の力」を引き出すため、再就職に向けた支援を充実</li> <li>高齢者の就業支援：「生涯現役、でいきいきと働けるよう、高齢者の新たなチャレンジを後押し</li> <li>テレワークの推進：「テレワークが当たり前になる社会」に向け、取組を加速化</li> <li>多様な主体との連携：①区市町村と連携した人材の掘り起しとマッチング ②金融機関等との連携により効果的な企業支援へ</li> </ul>
既設市場 の運営・ 整備 【49】	平成 30年 11月	分析 要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>人口減少・少子高齢社会の到来や市場外流通の増加等により卸売市場の取扱数量は減少</li> <li>多種多様な商品の安定的な調達が可能であり、品目ごとに精通した目利きによる適正な評価がなされる点や、物流の効率化等の面からも生鮮食料流通の基幹的インフラとして卸売市場の役割は引き続き重要</li> <li>実需者（小売業者・量販店等）、消費者ニーズの変化に対応し、「市場の活性化」が必要</li> </ul>
		改革 の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>「市場の活性化」を図るため、以下の取組を推進していく。</li> <li>①実需者・消費者ニーズへの対応：品質・衛生管理の高度化、加工・パッケージ施設等の整備</li> <li>②取引の拡大：情報力の活用等による取引の活性化、輸出拡大に向けた取組の強化、食育・魚食の推進</li> <li>③各市場の特性の発揮：経営戦略の検討・確立、改正卸売市場法への対応</li> </ul>

### 3. 見える化改革の取組状況

事業 ユニット	報告 日時	報告書要旨	
道路・街 路整備事 業 【50】	平成 30年 9月	分析 要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>第四次事業化計画に基づき整備を推進しているが、事業の困難度の高い路線が増加傾向にあるなかで、関係権利者が抱える生活再建への不安に対応していくなど、事業の加速化を図っていく必要</li> <li>膨大な手間と労力がかかる道路用地の取得や測量などは、都の直営ではマンパワーに限界</li> <li>都心部では国際競争力の強化に資する民間開発の構想・計画が進行。民間開発と連携して都市再生を推進し、道路整備によるストック効果を早期に発現させていく必要</li> </ul>
		改革 の方 向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>オープンハウスの実施による関係者の理解と協力の促進、民間の専門事業者を活用した相談窓口等によるきめ細やかな生活再建支援、道路事業の必要性のPRなどを通じて道路整備を推進</li> <li>都の直営業務と(公財)東京都道路整備保全公社との役割分担を明確化し、公社の優位性を最大限活かした業務に特化することで、用地取得を推進</li> <li>民間開発の誘発に資する「開通時期宣言路線」の明示や、道路上空を活用した民間開発との連携を検討</li> </ul>
道路管理 事業 【51】	平成 29年 12月	分析 要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>維持管理コストは、舗装の高機能化や道路の安全対策を積極的に行っており割高</li> <li>現在の執行状況で、都道全線が無電柱化するためには、約100年、約1.2兆円が必要</li> </ul>
		改革 の方 向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>執行体制の見直しや予防保全型管理の他施設への応用により維持管理コストを抑制</li> <li>無電柱化については、コスト縮減と体制強化により整備期間を短縮</li> </ul>

### 3. 見える化改革の取組状況

事業 ユニット	報告 日時	報告書要旨	
河川事業 【52】	平成 30年 9月	分析 要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>これまで中小河川の河道や調節池、東部低地帯における防潮堤や水門等の整備を着実に進め都内の浸水被害は減少してきた。一方、平成30年7月豪雨等、近年、全国各地で頻発・激甚化する水害を踏まえ、水害対策の加速化が必要</li> <li>早期の避難を促すツールとして、水防災総合情報システムからの情報発信の強化が必要</li> <li>水辺空間における恒常的なにぎわいを創出するには、更なる民間活力の誘導が必要</li> <li>砂防施設等は30年後には5割以上の施設が整備から50年以上が経過するなど老朽化が進行</li> </ul>
		改革 の 方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>新たな調節池の検討を前倒しして実施するとともに、調節池の流域間相互活用が可能な環七地下広域調節池の延伸を検討</li> <li>水防災総合情報システムにおいて、スマートデバイスへの対応、多言語化、GPSの活用、雨雲情報の統合表示等を実施し、利用しやすい情報提供を検討</li> <li>民間活力によるにぎわい誘導エリア（両国・浅草）におけるリーディングプロジェクトを推進するとともに、日本橋川など他エリアへの拡大を検討</li> <li>砂防施設、海岸保全施設へ予防保全型管理を拡大し、持続的な防護機能の確保とコスト縮減・事業の平準化を図る。</li> </ul>
公園・霊園事業 【53】	平成 30年 7月	分析 要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園の機能を高めるような既存施設の改修などにより、ストック効果をより高めていく必要</li> <li>都市公園の魅力向上と民間のビジネスチャンスを両立させる工夫により、新たな賑わいの創出や維持管理コストを縮減する必要</li> <li>墓所の供給数が拡大すると共に、合葬墓、樹木葬など都民のニーズが多様化</li> </ul>
		改革 の 方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京2020大会に向け、公園施設においてもトイレの洋式化や誰でもトイレの新設など、ユニバーサルデザインを推進</li> <li>多様な生物が生息できる公園整備やかいぼりなどにより豊かな都市環境を創出</li> <li>木場公園において飲食店の設置事業者を公募する等民活手法を活用した公園の魅力向上に取り組む。</li> <li>民活手法により新たな公園施設を導入する際には、施設周辺の園地等の維持管理を行わせるなど、維持管理コストの抑制策を検討</li> <li>新たに指定期間中間での事業提案の検証・見直しを行うなど、民間の団体である指定管理者と連携し、より効率的、効果的な公園運営を行う。</li> <li>区部霊園の再貸付、樹木型墓地など合葬式墓地の供給などを推進</li> </ul>

### 3. 見える化改革の取組状況

事業 ユニット	報告 日時	報告書要旨	
臨海地域 開発 【54】	平成 30年 11月	分析 要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>臨海副都心はこれまで、7番目の副都心として計画的なまちづくりを進めてきたが、他地域の開発の進展により相対的なブランド力が低下している。これまでの「副都心」から脱却し、個性的なまちづくりが求められる時代に突入している。</li> <li>豊洲・晴海地区は、都市基盤施設の整備が概ね完了し、民間開発によるまちづくりが進展している。都は「豊洲市場の開場」「晴海選手村の大会後のまちづくり」等特徴的なまちづくりを実施。</li> <li>これまでの海上公園の整備により都民に広大な緑地や水辺空間を提供してきたが、周辺の市街化の進展により、求められる役割が大きく変容してきており、海上公園に対する期待がこれまで以上に高まっている。</li> </ul>
		改革 の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>臨海部は陸・海・空の国際的な玄関口を備え、東京2020大会レガシーの希少性を有するなど、大きなポテンシャルを秘めている。</li> <li>今後策定する「東京ベイエリアビジョン」（仮称）を踏まえ、東京の未来を体現するエリアとしてさらなる飛躍を目指す。</li> <li>3つのシティを先鋭的に実現させ、東京が抱える都市問題に対する処方箋、新しい東京の都市モデルを示していく。</li> </ul>
東京港整備・管理 【55】	平成 30年 11月	分析 要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>コンテナふ頭（国際貿易拠点港）に係る事業：取扱貨物量の増加に伴い、コンテナふ頭周辺における交通混雑が大きな課題となっているが、東京2020大会の開催時には更なる混雑や混乱が生じ、港湾物流に大きな影響を与えるおそれがある。取扱貨物量は今後も引き続き増加することが予測されているため、新規コンテナふ頭の整備に加え、既存コンテナふ頭の改良・更新も必要となっている。</li> <li>客船ふ頭（国際観光港湾）に係る事業：訪日クルーズ旅客数が大きく伸びているほか、大型化したクルーズ客船が増加しており、アジア他港においては、大型クルーズ客船に対応した港湾施設の整備を進めている。東京港においても、外国籍のクルーズ客船の寄港を増やすため、現在、臨海副都心地域における新客船ふ頭の整備を進めるとともに、様々な客船誘致策を実施している。</li> </ul>
		改革 の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>コンテナふ頭（国際貿易拠点港）に係る事業：港湾関係事業者との更なる緊密な連携の下、大会を契機とした物流円滑化を推進する。既存コンテナふ頭の抜本的な改良・更新を実施し、東京港の施設能力を強化する。</li> <li>客船ふ頭（国際観光港湾）に係る事業：新客船ふ頭の着実な整備を進めるとともに、円滑な施設運営を実現させる。効果的なクルーズ客船誘致策を推進する。</li> </ul>

### 3. 見える化改革の取組状況

事業 ユニット	報告 日時	報告書要旨	
海岸保全 施設 【56】	平成 30年 11月	分析 要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の耐震・耐水対策：①内部護岸の整備は、水域利用者や住民の理解や協力を得るために時間を要している②新たに海岸保全施設を整備し、高潮や津波から防護する必要が生じている箇所が存在</li> <li>非常時の水防態勢：①陸ごうの閉鎖に係る効率性や安全性をより高めるため、更なる削減が必要②情報の種類に応じた発信方法、内容等について、受け手の視点から充実させることが必要③高潮に関する水位情報の周知方法を検討していくことが必要</li> <li>施設の維持管理：人による点検や、従来型の手法・材料による補修工事を実施しており、施設量が多いため、効率性の向上を図ることが必要</li> </ul>
		改革 の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の耐震・耐水対策 ①都民からの事業への理解や協力の促進②新たな整備計画の検討</li> <li>非常時の水防態勢 ①陸ごうの更なる削減と遠隔制御化の推進②SNSやホームページ等による情報発信の充実③都民の避難等に資する高潮特別警戒水位の設定</li> <li>施設の維持管理 新工法・新技術の積極的な導入による、より一層効率的な維持管理の推進</li> </ul>
島しょ等 港湾・漁 港・空 港・海岸 【57】	平成 30年 11月	分析 要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>大島などの大離島の就航率は、比較的高い水準で推移している。一方、利島などの小離島の就航率は、徐々に上昇しているものの、いまだ十分とは言えない状況である。</li> <li>厳しい気象・海象条件等における海上工事の制約から、整備に長期間を要することが多い。</li> <li>欠航情報や代替交通機関の案内に関する情報の提供が不足し、島への心理的距離感を生み出している。</li> <li>船客待合所・空港待合室の風景が旅行情緒に乏しいなど、「おもてなし」の視点が不足している。また、島内拠点との移動手段が不足しているほか、係留施設までの距離が長く、段差等もあり、バリアフリーの充実が課題である。</li> </ul>
		改革 の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>早期に効果を出すメリハリのある施設整備の推進：それぞれの島、港の特色、特徴を踏まえた整備を実施</li> <li>ICTを活用した効率的な施設整備を推進：ICTや施工自動化による建設時の作業効率の向上</li> <li>おもてなし強化とバリアフリーの推進：①来島者の行動段階に応じた、必要かつ確な情報提供の実施②利用者が快適に利用できる船客待合所・空港ターミナルづくりの推進③「島の外」と「島内拠点」をスムーズにつなぐ結節点としての船客待合所・空港ターミナルの役割を強化</li> </ul>

### 3. 見える化改革の取組状況

事業 ユニット	報告 日時	報告書要旨	
視察船事業 【58】	平成 29年 9月	分析 要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者層に偏った利用（60代以上が約75%）</li> <li>・ H P、予約システムが分かりにくい</li> <li>・ 視察船活用ニーズはいまだ掘り起し余地あり</li> <li>・ 経費節減の取組が不足</li> <li>・ 新船の調達方法：都度<sub>よう</sub>船⇒運用×、コスト○ 通年<sub>備</sub>船⇒運用○、コスト× 新造船建造⇒運用○、コスト△</li> </ul>
		改革 の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者層拡大、土曜日運航拡大</li> <li>・ スマートフォン対応、分かりやすいH P作り</li> <li>・ 関連する他局事業と連携した視察船の有効活用</li> <li>・ 1利用者当たりコストの縮減</li> <li>・ 新造船の有効活用（利用の拡大、経費の縮減）</li> </ul>
会計管理 事務 【59】	平成 29年 11月	分析 要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不適正な事務処理は減少傾向にあり、事故等につながり得るものが半数程度。不適正処理の背景は、各局職員の知識・意識不足、事務負担など。</li> <li>・ 職員による現金支出額は平成28年度約60億円。現金の取扱いは、紛失や横領等の事故リスクが高い。</li> <li>・ 新公会計制度について、特長を生かしたミクロ面での更なる活用が求められる。</li> </ul>
		改革 の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ これまでの取組から方向性の転換を図り、検査体制の見直し、業務プロセスの改善（B P R）、I C T活用による省力化・効率化を推進</li> <li>・ 代替手段等の対応方針を決定し、原則キャッシュレス</li> <li>・ 新公会計制度の活用推進に向け、各局を支援し、自治体間連携を促進</li> </ul>

### 3. 見える化改革の取組状況

事業 ユニット	報告 日時	報告書要旨	
学校運 営・支援 【60】	平成 29年 11月	分析 要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>都立学校・区市町村立学校現場へは、次の支援内容が求められている。               <ul style="list-style-type: none"> <li>人材バンク機能の充実・強化</li> <li>教職員研修等の企画機能の充実・強化</li> <li>学校教育支援業務の充実・強化</li> <li>教育委員会支援業務の充実・強化</li> <li>学校事務・施設管理業務のセンター化</li> </ul> </li> </ul>
		改革 の方向 性	<ul style="list-style-type: none"> <li>5つの支援内容は相互に関連しているため、一つの組織で一体的・継続的に行われることが効果的である。</li> <li>監理団体は有効な手法と考えられるが、引き続き他の選択肢を含め検討していく。</li> </ul>
社会教 育・生涯 学習 【61】	平成 30年 9月	分析 要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>①社会教育事業：地域学校協働活動の都内全域展開という点から見れば、課題が残る。</li> <li>②社会教育施設：都立図書館は、更なる利用促進と老朽化対策が課題。ユース・プラザは、PFI事業契約終了時期までに都の意見をより反映できる運営手法の見直しが課題</li> <li>③文化財関連：所有者等に指導・助言を行うとともに、文化財の指定や整備等を実施している。加えて、文化財の積極的公開・活用に努めている。</li> </ul>
		改革 の方向 性	<ul style="list-style-type: none"> <li>①社会教育事業：地域住民（都民）と学校が協働する仕組みづくりを全都に定着させるための取組みを進めていく。中でも、都は、「元気高齢者」をはじめ、教育支援を担う地域人材、企業人材等が参加しやすくなる環境づくりを支援する。</li> <li>②社会教育施設：図書館は、効果的な広報を行うとともに、将来的な移転改築も視野に入れた施設とサービスの一層の充実を行っていく。ユース・プラザは、社会教育事業の内容をより具体化するとともに、協議の内容や方法についてより詳細に提案する。PFI事業契約に関しては、契約終了を見据えて、運営手法について検討する。</li> <li>③文化財関連：文化財保護法の改正を含む国の動向を踏まえ、適切な保護施策を実施していく。</li> </ul>

### 3. 見える化改革の取組状況

事業 ユニット	報告 日時	報告書要旨	
救急活動 【62】	平成 29年 11月	分析 要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>他都市と比べると心肺停止傷病者の1か月生存率（11.9%）は、全国平均（13.0%）を下回っている。</li> <li>傷病者に対して、いかに早く応急処置を実施し、適切な治療を受けられる病院に引き継ぐか、「組織の戦略」と「現場のパフォーマンス」の両面からの検討が必要</li> </ul>
		改革 の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者に重点をおいた普及啓発や更なる需要抑制策の検討（救急相談センター（#7119）認知率の目標値（平成34年）を60%に設定）</li> <li>救急隊の増隊・機動的運用（平成32年までに出場からの現場到着時間7分を目標とする。）</li> <li>救命講習の受講促進と口頭指導の実施体制の検討（公共の場における応急手当実施率を平成34年に70%とすることを目標とする。）</li> <li>病院や関係局との連携強化</li> </ul>
消防 【63】	平成 30年 9月	分析 要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>日常災害について、①「災害を起こさせない」、②「災害が起こっても早く対応する」、③「災害の被害拡大を防ぐ」の3つの視点から分析評価</li> <li>①建物は10年間で約10万件増加するとともに、大規模化、高層化、複合化しており、立入検査の効率的な実施が必要。また、火災による死者（自損を除く。）の70.3%が高齢者</li> <li>②現場到着時間は5.2分であるが、大阪市では4分台で到着しており、被害軽減のために、更に現場到着時間を短縮する必要がある。</li> <li>③高層建物棟数、高速道路のトンネル距離、大規模ターミナル駅数など、他都市にはない都市構造、地理的特性を有している、また、近年、集中豪雨が増加しているなど、災害実態に応じて消防隊が迅速的確に対応する必要がある。</li> </ul>
		改革 の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>①ICTを活用した立入検査等予防業務の効率的・効果的な体制構築（建物データの有効活用による立入検査の実施、立入検査専従職員の小規模雑居ビル等への集中的投入等）</li> <li>①住宅防火・日常生活事故防止対策の推進（住宅火災・日常生活事故データ等の有効活用、高齢者世帯等への防火防災診断等の推進等）</li> <li>②現場到着時間の更なる短縮及び関係機関との情報共有体制の拡充（自動的に通報される体制の拡充、地域特性に応じた小型車両等の活用等）</li> <li>③多種多様な災害に対応するための消防活動体制の強化（映像や災害データ等を活用した消防活動の迅速化・効率化、災害特性に応じた車両・装備等の整備等）</li> </ul>



### 3. 見える化改革の取組状況

事業 ユニット	報告 日時	報告書要旨	
バス、都電、日暮里・舎人ライナー 【64】	平成30年9月	分析要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他の事業よりも事業規模が大きく乗車人員が多い都営バスに焦点を当て、分析(都営バス)</li> <li>・給料表の見直し、管理委託、ダイヤの見直し等の効果により、2017年度経常損益は8.2億円の黒字。</li> <li>・都営バスに関する課題として、今後の高齢者や外国人旅行者の増加を踏まえ、お客様ニーズに合った施策の充実を図ることが必要。また、採用環境が厳しくなる中、需要に応じ、安定的かつ継続的にバス運転手を確保することが必要</li> </ul>
		改革の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>(都営バス)</li> <li>・誰もが利用しやすい都営バスの実現(途切れない情報案内、更なるバリアフリー)</li> <li>・バス運転手の確保               <ul style="list-style-type: none"> <li>- 職業としての魅力発信・魅力向上(都営バスのイメージアップ、職場環境の改善等)</li> <li>- バス運転手の育成体制の充実(個々の技術レベル・習熟度にあわせた、きめ細かな研修の実施)</li> </ul> </li> </ul>
地下鉄 【65】	平成30年7月	分析要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乗車料収入の増加や支払利息の減少等により収支状況が改善し、2006年度以降単年度黒字を計上</li> <li>・構内営業事業               <ul style="list-style-type: none"> <li>…限られた駅構内スペースの中で、よりお客様の視点に立ったサービスの提供が必要</li> </ul> </li> <li>・広告事業               <ul style="list-style-type: none"> <li>…近年、デジタル媒体が登場し、紙媒体が減収傾向にあるなど、広告料収入が伸び悩んでおり、対策が必要</li> </ul> </li> <li>・このほか、安全対策を一層強化していくことやお客様サービスを更に向上していくなどの取組を推進していくためには、業務量の増加や業務内容の高度化等が見込まれ、職員一人ひとりの能力を最大限引き出し、グループ総体として最大の経営効果を発揮する仕組みが必要</li> </ul>
		改革の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・お客様ニーズに応える店舗等の展開(情報発信の充実、外部調査委託の活用、新規店舗の設置)</li> <li>・広告事業における販売方法の見直し・デジタル化の拡大(デジタル広告の拡大、既存紙媒体の販売方法の見直し、速報配信システムの導入、デジタル変換システムの活用)</li> <li>・グループ経営の推進               <ol style="list-style-type: none"> <li>①局と関連団体との役割分担の再整理・委託規模の拡大等により、関連団体を積極的に育成</li> <li>②局と関連団体との双方向の積極的な人材交流による、グループ一体での人材育成・技術継承</li> </ol> </li> </ul>

### 3. 見える化改革の取組状況

事業 ユニット	報告 日時	報告書要旨	
発電 【66】	平成 29年 11月	分析 要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 交通局、監理団体、民間事業者の三者で運営。平成27年度の収入は15.7億円、経常利益は5.9億円。</li> <li>• 再生可能エネルギー事業や環境保全事業など様々な使途に利益剰余金を活用している団体もある。</li> <li>• 発電施設・設備の老朽化が進んでおり、今後大規模更新が必要な状況。施設の健全度を把握した上で、更新計画を策定する必要がある。</li> </ul>
		改革 の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 直営継続、コンセッション方式の導入、民間譲渡について、今後民間事業者との予備的対話（サウンディング）を進めながら検討を深度化し、更新計画策定後に望ましい方向性を比較検討していく。</li> </ul>
工業用 水道 【68】	平成 29年 11月	分析 要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 広範な給水区域にユーザーが点在しており、効率的な事業運営が困難な構造</li> <li>• ユーザー件数が減少していること等により、契約水量が大幅に低下</li> <li>• 施設の統廃合や職員数の削減など様々な経営努力に取り組むも、厳しい経営状況</li> <li>• 他都市との比較により、経営に係る構造的な課題を分析</li> </ul>
		改革 の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 需要は、今後も減少の見通し</li> <li>• 事業開始から50年以上が経過し、施設の延命化による対策は限界</li> <li>• 事業の廃止を含めた抜本的な経営改革について、関係局で検討を進める。</li> </ul>

### 3. 見える化改革の取組状況

事業 ユニット	報告 日時	報告書要旨	
下水道事業 【69】	平成 29年 12月	分析 要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後20年間で、下水道管の老朽化の山が来るため、対策に要する事業費が拡大</li> <li>2050年には、現在の1.3倍の回数で豪雨（50ミリ超/h）が発生し、浸水対策等の対応強化が求められる。</li> <li>2030年以降の人口減少に伴い、下水道料金収入が減少する見込み</li> <li>さらなる生産性向上やコスト縮減の努力が必要</li> </ul>
		改革 の方向性	<p>（さらなる企業努力）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建設から維持管理までのトータルコストを縮減</li> <li>資産の有効活用</li> </ul> <p>（新たな視点での見直し）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生産性を上げる運営手法の検討 施設ごとに包括的民間委託やコンセッション方式などの新たな運営手法を検討</li> </ul>
職員の採用試験・ 選考 【70】	平成 30年 11月	分析 要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>人材獲得競争の激化を踏まえ、導入から5年目の節目を迎えるI類B「新方式」について、受験者の声などを基に、2つの視点（人材確保、試験運営）から成果や課題等を検証</li> <li>「新方式」は、ターゲットである民間企業志望者や様々な学部出身者の取り込みに寄与、さらに社会人経験者（第二新卒等）の受け皿としても機能</li> <li>新方式による採用者は、多様な人材としての強みを発揮するなど、各職場において活躍</li> <li>民間志望者等がよりチャレンジしやすいよう、新方式の運営方法等についてブラッシュアップが必要</li> </ul>
		改革 の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>見える化分析を踏まえ、受験者がより挑戦しやすいよう、I類B（新方式）の試験内容及び方法の見直し等を実施していく。 試験内容の見直し：新方式（行政）の教養試験について、内容や解答数等を見直し 試験方法の見直し：新方式（土木・建築）におけるフィールドワークの実施方法等を改善</li> <li>I類AやI類B(一般方式)など他の試験も含めた全体として最適な採用試験・選考のあり方について、人事委員会として中長期的な視点に立って検証を行い、将来の都政を担う有為な人材を確保していく。</li> </ul>

### 3. 見える化改革の取組状況

事業 ユニット	報告 日時	報告書要旨	
監査 【71】	平成 30年 10月	分析 要旨	<p>監査品質の向上に向け、都民の意見などを基に現状を分析し、3つの観点から課題を抽出した。</p> <p>①監査内容：経済性・効率性・有効性の観点に基づく監査が不十分、事業の趣旨を踏まえた根本的な改善を促す監査が必要、局横断的な監査や監査結果の相互活用が不十分</p> <p>②組織体制：事務局内の連携強化や事務局職員の専門性向上が必要</p> <p>③広報・庁内フィードバック：社会経済情勢・都民ニーズの把握や監査結果・改善措置を効果的に伝える取組が不十分</p>
		改革 の方向性	<p>次の3つの方向性に基づく取組を着実に実施し、更なる監査品質の向上に努めていく。</p> <p>①監査内容の深化：リスクの重要度を踏まえた、より質の高い監査の実施（ICTを活用した「大量データ分析型」監査の検討など、重点的・局横断的な監査の実施、各種監査の有機的連携の促進）</p> <p>②組織力の強化：事務局が組織をあげて、計画的・一体的に監査を実施できる体制の確立（局内の総合調整機能の強化、ICT活用等による局内の情報共有・業務連携の強化、高度専門人材の育成）</p> <p>③情報発信の拡充：社会動向や都民・職員ニーズを踏まえた情報発信（多様な広報媒体を活用し監査情報をわかりやすく発信、監査事例やポイントを庁内へフィードバックし各局の業務改善を促進）</p>

## 4. 仕組み改革の取組状況

〔項目〕	〔改革の方向性〕及び 【数値目標等】	〔これまでの実績〕	〔30年度の取組状況〕	〔課題及び今後の取組等〕
1.情報公開① (東京都情報公開 条例の見直し)	〔改革の方向性〕 ➢ 公文書の開示手数料の額を改定し、 都民の負担を軽減 ➢ ICT技術の積極的な活用	➢ H29.7：公文書の開示 手数料の額を改定 ➢ H29.10：公文書情報 の電子データを無料提 供するサービスを開始	➢ 都民の需要が高い公 文書データをあらか じめ公開する新シス テムを開発	➢ 新システムを活用し、各局の 積極的な公文書データ公開を 促進
1.情報公開② (ホームページの 見直し)	〔改革の方向性〕 ➢ ホームページの機能やデザインを統 一することで都民への発信力を向上 【数値目標等】 ➢ 「東京都公式ホームページデザインに係 るガイドライン」への対応(全27サイ ト)	H29 : 8サイト対応 H30.10: 12サイト対応	➢ ガイドラインに基づ き、各局にてホーム ページを改修	➢ ホームページのガイドライン に沿った改修を行い、特性な どに応じた効果的な情報発信 を実施
1.情報公開③ (公金支出情報及 び補助金の支出状 況等の公開)	【数値目標等】 公金 : 一般・特別会計等の全27会計の公 金支出情報を一件ごとに公開 補助金 : 所管局等で全て公開	H29.9 公開開始	(取組を継続)	—
1.情報公開④ (適正な公文書管 理)	〔改革の方向性〕 ➢ 情報公開の基盤となる適正な公文書 管理を推進(東京都文書管理規則等 の改正、東京都公文書の管理に関す る条例の制定)	➢ H29.1: 文書管理規則 改正(意思決定過程の 記録化等) ➢ H29.7: 条例制定	➢ 新条例に基づき、公 文書の管理状況をHP に公表(H30.7) ➢ 適正管理の観点から 電子決定方式の利用 推進	➢ 条例によって新たに導入した 公文書のルールの定着と職員 への浸透 ➢ 公文書管理状況の点検・報告 制度等の活用 ➢ 電子決定を促す環境整備
2.政策評価	〔改革の方向性〕 ➢ PDCAサイクルの徹底に向け、各局 が実施する政策・施策等を自ら検証 して改善を図る仕組みを構築	—	➢ H31年度の試行実施 に向けて、実施内容 等を検討	➢ 政策評価の試行実施(H31年 度) ➢ 課題を踏まえて制度をブラッ シュアップ
3.内部統制	〔改革の方向性〕 ➢ 改正地方自治法の施行(H32.4)な どを踏まえ、全庁的な内部統制を構 築	—	➢ ワーキンググループ を設置(H30.8)し、 全庁的な体制や業務 レベルのリスク把握 などを検討	➢ 国のガイドラインに定められ た内部統制推進部局・評価部 局の構築など体制の検討 ➢ 効果と職員負担を考慮した効 率的なリスクマネジメントを 含む内部統制の具体化

# 4. 仕組み改革の取組状況

〔項目〕	〔改革の方向性〕及び 〔数値目標等〕	〔これまでの実績〕	〔30年度の取組状況〕	〔課題及び今後の取組等〕
4.入札契約 制度改革	〔改革の方向性〕 ▶ より多くの入札参加者を確保し、適 正な競争により契約締結される制度 に再構築（現行制度を再構築） ▶ 入札契約に関する情報公開を徹底	【H29参考実績】 ▶ 平均応札者数： 4.7者（3.9者） ▶ 1者応札の割合： 13.9%（25.2%） ※（）はH28実績	▶ 試行の検証結果を踏まえ、 試行内容を一部見直して本 格実施を開始（H30.6か ら）	▶ 制度改革の本格実施後におけ る状況の検証を行いつつ、時 代の変化に対応したよりよい 制度の構築
5.ICTの戦 略的な活用	〔改革の方向性〕 ▶ IoTやAIなどのICT（情報通信技術） を政策実現のツールとして利活用	▶ 「東京都ICT戦略」の 策定 ▶ ICTを各局事業に最適 な形で活用できるよう 各局を支援 ▶ 都有施設などを活用し た実証フィールド提供 （都庁舎サービスロ ボット実証実験）を通 じて、民間における ICT活用を後押し	▶ 引き続き、「東京都ICT戦 略」に基づき、各局事業へ のICT導入・利活用を推進 するとともに、都有施設な どを活用した実証フィール ド提供（都営地下鉄施設内 における案内・警備ロボッ ト実証実験（実施予定期 間：H30.12～H31.2） 等）を通して民間における ICT活用を後押し	▶ 「東京都ICT戦略」を着実に 推進
6.アセット の有効活用 （不動産 等）	〔改革の方向性〕 ▶ アセット（不動産等）の戦略的な有効活用 を実施 （未利用地情報の「見える化」を全庁的に推 進し、保有するアセットを最適活用）	▶ 保育所等整備に向け 254件の都有地情報を 区市町村に提供 ※H29年度までの実績 ▶ 民間の力を生かした施 策連動型の財産利活用 を実施	▶ 関係各局から情報集約中 ▶ 全庁的に有効活用を図るための 体制整備中 ▶ マーケットサウンディングなど、 民間の知恵を生かした新たな手 法を検討中	▶ 官民連携を踏まえた新たな手法の 検討
7.財政マネ ジメント	〔改革の方向性〕 ▶ 施策展開の基盤となる財政対応力を 強化	▶ 都民・職員による事業 提案制度を導入 ▶ エビデンスベースの評 価を実施するなど多面 的に事業を検証	▶ H31年度予算編成において 新たに「大学研究者による 事業提案制度」を導入 ▶ 事業評価において、新たに コスト・ベネフィット分析 の視点を踏まえた評価を実 施	▶ 今後の人口構造の変化や将来 世代の負担にも配慮しながら、 都債・基金を戦略的・計画的 に活用し、引き続き、強固で 弾力的な財政基盤を構築 ▶ 事業評価の更なる深化を図り、事業の効 率性・実効性を向上
8.人材マネ ジメント （退職管 理）	〔改革の方向性〕 ▶ 退職者の再就職について現状分析・ 検証を行い、必要な制度の見直し等を 検討 【数値目標等】 ▶ 監理団体常勤役員に占める都関係者 割合を2割程度削減（32年度まで）	—	▶ 監理団体常勤役員に占め る都関係者割合の削減に 向けた調整を実施	▶ 所管局との調整等を踏まえ、 都関係者が就く役員ポストの 見直しを進めていくことが必 要

## 4. 仕組み改革の取組状況

〔項目〕	〔改革の方向性〕及び 〔数値目標等〕	〔これまでの実績〕	〔30年度の取組状況〕	〔課題及び今後の取組等〕
<p>8.人材マネジメント（人材育成）</p> <p>※しごと改革「4.人材育成・能力開発①（人事交流の拡充）」と同様</p>	<p>〔改革の方向性〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 限られた職員の育成のための人事交流から、組織全体の活性化を促進するための人事交流へと目的を転換</li> <li>▶ 若手をはじめ多くの職員に派遣機会を付与</li> <li>▶ 外部人材を積極的に受入れ</li> </ul> <p>【数値目標等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 国内外の他団体への派遣：20名増（平成32年まで〔29年比〕） ※最終目標：75名増〔29年度比〕</li> <li>▶ 民間・外国人材の都庁組織への受入れ：35名増（平成32年まで〔平成29年比〕） ※最終目標：50名増〔29年度比〕</li> </ul>	<p>H29 民間派遣：16名 海外留学・赴任：25名</p> <p>H29 民間受入：37名 海外受入：5名</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 人事交流の全庁的な方針として「東京都人事交流指針」を新たに策定(H30.7)、各局で交流計画を作成</li> <li>▶ 都へ派遣を希望する企業を公募する仕組みを導入(H30.10)</li> <li>▶ 海外との交流について、研修先を選択できる庁内公募制度やCIR（国際交流員）の受入れを新たに実施予定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 民間交流は、規模の拡大とともに、幅広い業種と交流を進めていくことが必要</li> <li>▶ 職員派遣は、東京2020大会後に規模を拡大させていくが、派遣後に派遣先で得た知見等の有効活用が必要</li> </ul>
<p>9.官民連携／官民分担</p>	<p>〔改革の方向性〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 事業の実施や施設の運営等に当たり、官民連携の多様な手法の活用を検討するなど、民間と幅広く連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ PFI等の従来の手法に加え、新たな官民連携の取組を実施（海上公園へのマーケットサウンディング調査など）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ AIやRPAについて民間事業者とパートナーシップを結び、共同実証実験を実施</li> <li>▶ 大学の知見・発想を都政の政策に結びつける取組を関係局にて推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 引き続き、取組状況を発信しながら、官民連携を推進</li> </ul>
<p>10.監理団体改革（監理団体による改革）</p>	<p>〔改革の方向性〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 団体による取組を“経営改革”のレベルに引き上げることにより、経営基盤の強化に向けた自律的な改革を促進</li> </ul>	<p>—</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 経営情報の見える化を実施</li> <li>▶ 全団体が経営改革プランを策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 都庁グループ一員としての各団体の経営基盤の更なる強化</li> </ul>
<p>10.監理団体改革（所管局による改革）</p>	<p>〔改革の方向性〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 「監理団体活用戦略（仮称）」の策定等を通じ、団体を所管する局等による改革を推進</li> </ul>	<p>—</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 団体の在り方見直し等について検討</li> <li>▶ 「監理団体活用戦略（仮称）」の検討</li> <li>▶ 各局等による監理団体との特命随意契約の点検</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 中期的な視点にたった、各局等による団体の戦略的な活用を推進</li> </ul>
<p>10.監理団体改革（総務局による改革）</p>	<p>〔改革の方向性〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 都による団体への関与の在り方について、メリハリのある関与手法への見直しや役員構成の見直し等を通じて、「都庁グループ」全体の執行体制を強化</li> </ul>	<p>—</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 役員候補者の公募等に関するガイドライン策定</li> <li>▶ 新たな都職員派遣方針策定</li> <li>▶ 監理団体等の定義・名称、関与すべき団体、関与手法の見直しについて検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 政策実現に向けた都庁グループ全体の執行体制強化</li> </ul>

## 5. 施設サービス魅力向上プロジェクトの取組状況

<p>目的</p>	<p>都民利用施設について、利用者目線で総合的に点検・評価し、必要な改善とサービス品質の向上を通じて、施設の魅力向上を目指す。</p>
<p>点検・評価の視点</p>	<p>①利用者の行動に沿った点検・評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス利用前（ホームページ、予約・申請）</li> <li>・サービス利用中（アクセス、利用者動線、案内看板・サイン、チラシ・ポスター、トイレ等設備）</li> <li>・サービス利用後（意見箱、アンケート）</li> </ul> <p>②多様な利用者の視点からの点検</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者、障害者、外国人の視点</li> </ul>
<p>対象施設</p>	<p>不特定かつ多数の人々の利用、さらに高齢者や障害者、訪都外国人など多様な人々の利用が想定される都民利用施設の中から、特に来場者・来園者の多い施設を対象として選定</p> <p>【対象施設】 28施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公園・動物園 23施設</li> <li>・文化施設 3施設</li> <li>・スポーツ施設 2施設</li> </ul>
<p>取組状況</p>	<p>○事務局による対象施設の点検（4月～7月）</p> <p>○障害者・外国人による点検（ヒアリング含む） 計3回（2施設）</p> <p>⇒点検の結果、640件（/28施設）の課題等を抽出</p> <p>○抽出した課題への対応方針の検討（9月～11月）※速やかな対応が可能なものについては改善を実施</p>
<p>今後の取組</p>	<p>○対象施設について、対応方針に従い、サービス改善等の取組を実施</p> <p>○本プロジェクトの成果を全庁的に展開し、各局の自律的な取組として、施設の点検・評価、見直しを推進</p>